

「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について

(最終答申素案)

令和 5 年 月

大阪市路上喫煙対策委員会

はじめに

大阪市の路上喫煙対策は、平成 19 年 4 月 1 日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年 7 月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区に指定して以降、令和 4 年 9 月 1 日の堂島公園周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）の指定まで、これまで 6 地域を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収（過料 1,000 円）を行っている。

一方、平成 20 年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

そのような状況の中、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を控え、大阪への来訪者の増加を見据えて、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップのため、路上喫煙対策は非常に重要な課題であり、当委員会に対して、令和 4 年 7 月 13 日に、大阪市長から「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について、諮問された。

改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行など、受動喫煙に対する意識や社会情勢の大きな変化に伴い、この間、路上喫煙対策の強化を求める声が多く寄せられている状況などを踏まえ、市が「市内全域における路上喫煙禁止」に向けて取り組んでいく方向性については、一定理解できるものである。

今回の諮問について、令和 4 年 10 月に「喫煙所について」中間答申をしたところであるが、その他の項目についても審議を重ね、このたび、その審議結果について、答申するものである。

「市内全域における路上喫煙禁止」は、安全・安心できれいなまちづくりの推進につながり、市民だけでなく、国内外からの来阪者にも大阪のまちに好印象をもってもらえるものと期待している。

1 市内全域における路上喫煙禁止について

市内全域の路上喫煙禁止にあたっては、市民や事業者等の協力が不可欠であり、そのためには市民等の認知度が重要であり、十分な周知期間を設けるとともに、広報も検討されたい。

また、路上喫煙対策に取り組むことは、快適な都市環境の確保につながり、ひいてはSDGsの目標達成に貢献することを積極的に打ち出すとともに、受動喫煙による健康への影響なども併せてPRされたい。特に、子どもへの影響を考慮し、学校近くの通学路等には配慮いただきたい。

禁止の場所について、国や地方公共団体等が管理する道路等の公有地は当然に禁止とすべきと考える一方で、私有地を規制対象に加えることは財産権の侵害につながらないように慎重に検討していくべきである。単に制限を加えるだけでなく、補助制度を活用した問題解消も視野に入れるべきである。

また、他都市の事例をみると、行政区域全域を路上喫煙禁止にしたことにより、私有地に入り込んでの喫煙といった迷惑行為が多く見受けられるので、先行自治体の事例も研究し、対応策について検討されたい。

併せて、公開空地など禁止の場所との境界が分かりにくい場所については、統一した掲示物で工夫するなど分かりやすさや公平性が担保されるよう配慮されたい。

2 喫煙所について

令和4年10月の中間答申でも、「これまでは、禁止地区6地域に限って、違反者へ過料を適用してきたところ、今後、市内全域の路上喫煙を禁止し、違反者に過料も適用していくのであれば、喫煙者に対して、これまで以上の制限を設けることになるため、市域に見合った、相当数の喫煙所の確保が必要」と考えを示した。また、「市内全域における路上喫煙禁止を実効あるものとするため、分煙環境の確保を目的とした喫煙所は非常に重要であり、まずは行政として公設喫煙所の設置を積極的に進めるべきであり、併せて補助制度を活用した民間の喫煙所設促進」を求めてきたところである。

併せて、喫煙所設置場所の周知については、商業施設等の案内サイトとの連携や検索サイトへの掲載など、利用者目線にたった喫煙所を見つけやすい工夫をされたい。

令和4年6月の「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）についての答申において、閉鎖型喫煙所の効果検証や設置場所に応じた整備内容の検討をお願いしているところであるが、市内全域での路上喫煙禁止に向けて整備する喫煙所の設置状況も併せて、適宜報告されたい。

また、喫煙所の適切な配置は、まちづくりの状況、人の流れ、路上喫煙の状況、喫煙にかかる社会状況の変化などによって左右されるため、喫煙所設置後もしっかりと検証を継続されたい。

3 過料徴収及び啓発指導體制について

過料徴収にあたっては、キャッシュレス決済の浸透や徴収方法に関する国の要件緩和の動きもあることから、現金以外での徴収方法や、また他都市の動向も踏まえた過料金額の設定についても継続して検討されたい。

啓発にあたっては、今後万博の開催に伴い、外国人観光客の更なる増加が見込まれることから、既に外国人への指導割合が高い京都市の事例を研究するなど、効果的な対策を講じられたい。

また、幅広い年齢層へのアプローチも重要ではあるが、万博開催までの限られた時間の中で、効果的なPRをしていくためには、ターゲットを絞った広報や、市内事業者及び地域団体との連携による周知が効果的であると考えるので、手法等を検討されたい。

指導體制については、地域の意見を集約する仕組みづくりや地域事情に詳しい区と連携した有効な巡回方法や効率的な巡回を検討されたい。

併せて、苦情が多いエリアのマッピングや民間委託の導入による啓発なども継続して検討されたい。

4 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の充実について

先に述べたように路上喫煙対策はSDGsの目標達成に貢献するもので、企業が路上喫煙対策に取り組むことは企業イメージの向上につながることを積極的にPRすることや、表彰など参加活動意欲を向上させる仕組みづくりを行うことで、参加団体のすそ野を拡大してもらいたい。

併せて、ボランティアの方がトラブルに巻き込まれることがないように、活動内容について、しっかりと線引きできるルール作りも検討されたい。

5 その他路上喫煙の防止に関することについて

・効果的な啓発表示方法

表示にあたっては、区ごとや小学校区ごとといった一定の基準を設けるとともに、現在の禁止地区でも掲示されている地図表記なども検討されたい。

また、配布する広報物についてはQRコードを表示することやSNSや動画についても積極的な活用を図られたい。

特に、外国人向けには、分かりやすいピクトグラムの使用や旅行会社とも連携して観光客が多く立ち寄る場所への重点的な掲示を検討されたい。

・加熱式たばこの取り扱い

規制対象に加わることを早い段階から周知するとともに、たばこ葉を原料とするものといったような分かりやすい表現での周知を図られたい。

併せて、加熱式たばこにも紙巻たばこと同様にニコチンやタールなどの有害物質が含まれていることをしっかりPRしてもらいたい。

電子たばこについては、一定のデータを蓄積したうえで、改めて検討してもらいたい。

大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

令和4年	7月	13日	(水)	第39回	委員会 (諮問)
	8月	3日	(水)	第40回	委員会
	9月	13日	(火)	第41回	委員会
	11月	21日	(月)	第42回	委員会
令和5年	1月	10日	(火)	第43回	委員会
	3月	22日	(火)	第44回	委員会
	5月	15日	(月)	第45回	委員会
	7月	11日	(火)	第46回	委員会
	11月	1日	(月)	第47回	委員会